

2020年5月20日

お客様 各位

中央労働金庫

### 「緊急事態宣言」解除地域における昼休業の終了（営業再開）のお知らせ

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客様と職員の健康・安全を最優先として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに金融サービスの維持を目的とした交代勤務を実施するため、2020年4月27日（月）より窓口の営業時間を変更し、昼休業を実施していました。

このたび、政府の「緊急事態宣言」が当庫営業エリア内の一部の県（茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）で解除されたことを受け、2020年5月25日（月）より当該地域の営業店における昼休業を終了いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

昼休業実施期間中、お客様にはご理解・ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

引き続き当金庫では、お客様の健康と安全を最優先にサービスを提供してまいります。

#### 記

#### 1. 「緊急事態宣言」の解除地域において昼休業を終了（営業再開）する店舗

茨城県・栃木県・群馬県・山梨県の全営業店・出張所・ローンセンター

なお、「緊急事態宣言」が発令される以前から昼休業を実施していた以下の店舗では、従来どおり昼休業を継続いたします。

・「緊急事態宣言」が解除された地域内で昼休業を継続する店舗

都道府県	店舗名	昼休業時間
茨城県	太子出張所	11時30分～12時30分
	高萩出張所	
群馬県	前橋東出張所	12時00分～13時00分

#### 2. 昼時間帯の営業再開日

2020年5月25日（月）

#### 3. その他

特定警戒都道府県に所在する埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のお店においては、引き続き昼休業を実施いたします。

以上